

日本籍の IP コード適用船舶に係る書類

改正対象

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編
(日本籍船舶用)

改正理由

SOLAS 条約第 XV 章では、洋上施設上で作業を行う人員 (Industrial Personnel: IP) を運送する船舶について特別の要件を規定している。加えて、IP を運送する船舶に対する詳細な要件を定めた IP コード (MSC.527(106)) が強制コードとして規定されている。また、国内法においても、令和 6 年国海安第 43 号及び国海安第 44 号により、IP コードの取入れ対応が行われている。

本会は上記 SOLAS 条約及び国内法の要件を既に本会規則に取入れている。一方、IP コードに関する日本籍船舶に係る検査規定について本会規則見直しの結果、IP の安全輸送を行うための提出資料に関する要件が不明確であることが分かった。

今般、国内法に基づき、IP コードが適用となる日本籍船舶の承認が必要な資料について明確にすべく、関連規定を改める。

改正内容

IP の安全輸送を行うための提出資料に関して規定する。

施行及び適用

2027 年 1 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DX26-04

「日本籍の IP コード適用船舶に係る書類」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 B 編 船級検査 15 章 作業船に関する検査 15.2 登録検査 15.2.2 提出図面及び書類* (日本籍船舶用) -1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、2.1.3 の該当規定によるほか、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及び書類を提出して本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。 (1)から(5)は省略) <u>(6) 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) を運送する船舶にあつては、IP の輸送を安全に行うために必要な事項に関する書類</u>	鋼船規則 B 編 船級検査 15 章 作業船に関する検査 15.2 登録検査 15.2.2 提出図面及び書類* (日本籍船舶用) -1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、2.1.3 の該当規定によるほか、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及び書類を提出して本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。 (1)から(5)は省略) (新規)	船舶安全法施行規則 ・ 第五十一条の2, 8 ・ 第五十一条の1 表第十五号

「日本籍の IP コード適用船舶に係る書類」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B15 作業船に関する検査 B15.2 登録検査 B15.2.2 提出図面及び書類 (日本籍船舶用) 規則 B 編 15.2.2-1.及び2.の適用上、少なくとも以下の図面及び書類を提出すること。ただし、作業等に応じて追加の図面等の提出を求めることがある。 ((1)から(9)は省略) <u>(10) 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) を運送する船舶承認用資料として、IP の輸送を安全に行うために必要な次の事項に関する書類</u> <u>(a) 船舶の主要目</u> i) 船名 ii) 船の登録長さ及び乾舷用長さ (L_d) (当該数値の算出が要求されない船舶にあっては記載不要) iii) 総トン数 iv) 最大搭載人員 <u>(b) 人員移動設備の使用等方法等</u> i) 設備を安全に使用できるように適切に維持管理し、かつ、定期的に点検するために必要	鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B15 作業船に関する検査 B15.2 登録検査 B15.2.2 提出図面その他の書類 (日本籍船舶用) 規則 B 編 15.2.2-1.及び2.の適用上、<u>作業用機器に関する図面及び作業用機器を支持するための船体構造図として、少なくとも以下の図面を提出すること。ただし、作業等に応じて追加の図面等の提出を求めることがある。</u> ((1)から(9)は省略) (新規)	船舶安全法施行規則 検査心得 51.1.15(a) 検査心得 51.1.15(a)(1) 検査心得 51.1.15(a)(2) O 編附属書 1.1.1-5. An3.2.1-1. (1)

「日本籍の IP コード適用船舶に係る書類」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>な事項</u> ii) <u>責任者が装備及び使用について監督し、適切な訓練を受けた者が確立された安全手順に従い操作するために必要な事項</u> iii) <u>監督者と船橋間の通信手段に関する事項</u> iv) <u>人員移動設備の使用及び保守の記録の船内保管に関する事項</u> v) <u>人員移動を開始する前に人員移動設備が適切に機能していることを確認するために必要な事項</u> vi) <u>人員移動設備と IP が船内で滞在する場所との間の、IP の安全を妨げることのない通路の確保に関する事項</u> vii) <u>船上の人員の数及び識別に関する正確な情報を常時把握するための手順</u> viii) <u>海上における人員移動の計画時又はそれを実行する前の人員移動作業における安全性の分析（この分析では、環境条件、オペレーション及び装置の制限を考慮すること）</u> ix) <u>人員移動の計画に関する事項（海上における人員移動の際の安全に関する指針 MSC-MEPC.7/Circ.10, 又は主管庁が適当と認める指針を考慮すること）</u> (c) <u>人員移動設備に関する使用及び保守の記録（チェックリスト等）の様式</u> (d) <u>乗船する IP に関する事項について船長が確認するための手順</u> i) <u>乗船する IP が、16 歳以上であって、かつ、健康であること</u> ii) <u>乗船する IP が、本船上の使用言語を理解していること</u>		An3.2.1-1. (2) An3.2.1-1. (3) An3.2.1-1. (4) An3.2.1-1. (5) An3.2.1-1. (6),(8) An3.2.1-1. (7) An3.2.1-1. (9) An3.2.1-1. (10) 検査心得 51.1.15(a)(3) 検査心得 51.1.15(a)(4) O 編附属書 1.1.1-5. An.3.1.1-1 An.3.1.1-2

「日本籍の IP コード適用船舶に係る書類」 新旧対照表

新	旧	備考
iii) 乗船する IP が、次の項目に関する訓練又は指導を受けていること 1) 個人の生存に関する事項 船内で発生する可能性のある緊急事態への対応、救命設備の使用、高所からの安全な入水方法及び水中における生存方法、救命胴衣を着用した状態で船上及び水中から救命艇又は救命いかだに乗り込む方法 2) 船舶で生じ得る火災による危険の分類及び火災を予防するためにとるべき措置に関する事項 3) 乗船する IP を運送する船舶における安全と責任に関する事項 船長又はその代理人が有している権限に関する知識、船員の指示に従わなければならない義務に関する知識、船上で使用される安全情報の記号・信号及び警報の意味		An.3.1.1-3
iv) 乗船する IP が、次のいずれかの訓練を受けたことを証する有効な文書等を所持していること 1) 移動式洋上施設の要員の訓練及び認証のための勧告(決議 A.1079(28)) 第 5.5 項に規定する訓練 2) 世界風力機構(GWO)による基礎安全訓練(海上生存技術訓練及び火災予知訓練) 3) 海洋石油産業訓練機構(OPITO)による海洋施設基礎安全教育及び緊急時訓練		An.3.1.1-4

「日本籍の IP コード適用船舶に係る書類」 新旧対照表

新	旧	備考
4) <u>STCW 条約による生存訓練及び消火訓練</u> v) <u>乗船する IP が、出航前又は乗船後直ちに以下の内容を含む安全教育を受けたこと</u> 1) <u>船内のレイアウト</u> 2) <u>個人用救命設備、集合場所、乗艇場所、脱出経路及び救護場所</u> 3) <u>船内の安全情報、記号、信号及び警報</u> 4) <u>警報装置が作動したとき、又は緊急事態が宣言されたときにとるべき行動</u> vi) <u>移送される前（出航前）に、乗船する IP が、他の船舶及び又は海洋施設への移動に関して、手順、配置及び追加の安全手段又は設備について習熟したこと</u> (e) <u>決められた手順に従って船長が IP に乗船許可を付与した記録（チェックリスト）の様式</u>		An.3.1.1-6 An.3.1.1-7 検査心得 51.1.15(a)(5)
附 則 1. この改正は、2027 年 1 月 1 日から施行する。		